

## 建築基準法第 28 条第 3 項

2014/10/5

建築基準法

蔵又は処理に係る危険物の数量が政令で定める限度を超えないものを除く。)

(居室の採光及び換気)

- 第二十八条 住宅、学校、病院、診療所、寄宿舎、下宿その他これらに類する建築物で政令で定めるものの居室(居住のための居室、学校の教室、病院の病室その他これらに類するものとして政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては五分の一から十分の一までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、地階若しくは地下工作物内に設ける居室その他これらに類する居室又は温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室については、この限りでない。
- 2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、二十分の一以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。
- 3 別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。
- 4 ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた二室は、前三項の規定の適用については、一室とみなす。

(石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)

- 第二十八条の二 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。
- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質(次号及び第三号において「石綿等」という。)を添加しないこと。
  - 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料(石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)を使用しないこと。
  - 三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

(地階における住宅等の居室)

- 第二十九条 住宅の居室、学校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寝室で地階に設けるものは、壁及び床の防湿の措置その他の事項について衛生上必要な政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)

- 第三十条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、その構造を遮音性能(隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

## 火を使用する設備等の設置届

### 札幌市火災予防条例第66条

ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備を設置する場合には、所轄する消防長又は消防署長への届出が必要となる。

1. 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうちボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備を設置しようとする者は、当該工事に着手する日の7日前までに、規則で定めるところによりその旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。
2. 届出には、火気使用設備等の位置、構造、性能その他火災予防上必要な事項を記載した図書で規則で定めるものを添付しなければならない。
3. 消防長又は消防署長は、第1項の規定による届出があったときは、その内容が条例に定める火気使用設備等の位置、構造及び管理の基準に適合しているかどうかを審査するものとする。
4. 第1項に掲げる火気使用設備等を使用しようとする者は、当該火気使用設備等の使用開始前に消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。

### ロードヒーティング用ボイラー室

半密閉型ボイラー2台（合計入力70kw以上）を設置し、2箇所に通気孔を開け排気筒を設けている。

ボイラーは半密閉型であり、設置技術的基準を満たす空気取り入れ口と排気口が必要となるが、必要換気量を満たす空気取り入れ口と排気口がない。



様式 11 (表)

炉・厨房設備 設置(変更)届出書

				年 月 日	
(あて先) 札幌市 清田 消防署長		届出者			
		住所		(電話 - )	
		氏名			
防火対象物	所在地	札幌市清田区北野3条3丁目148-1			電話 - 番
	名称	共立ビル(北野博善斎場)	主要用途	集会場	
設置場所	用途	ロードヒーティングボイラー	床面積	m <sup>2</sup>	消防用 未設置
	構造	非不燃区画	階層	1階	設備等
届出設備	設備の種類	ロードヒーティング用ボイラー(灯油給湯器)2基			
	着工(予定)年月日		しゅん功(予定)年月日		
	設備の概要	1階倉庫を非不燃材で間仕切したボイラー室を設け、ロードヒーティング用ボイラー2基を設置			
	使用する燃料・熱源・加工液	種 類	使 用 量		
	安 全 装 置	燃焼制御装置・耐震自動消火装置・過熱防止装置・停電安全装置			
取扱責任者の職氏名	未選任				
工事施工者	住所				電話 - 番
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては、「屋外」と記入すること。
- 3 設備の種類欄には、鉄鋼溶解炉、暖房用熱風炉、業務用暖房設備等と記入すること。
- 4 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記載して添付すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 当該設備の設計図書を添付すること。

(裏)

調 査 欄

調査年月日	年	月	日
調査員	消防署	出張所(係)	
	職		
	氏名		印
防火上支障の有無			
調査事項			
1 設置場所			
2 構造			
3 建物室内構造			
4 燃料槽等の構造			
5 非常警報装置又は熱源自動停止装置			
6 その他必要な設備			
7 消火設備			
備考			